

内部評価の結果

【再評価】 桃園公園施設再配置事業

【評価結果】

継続

【評価理由】

桃園公園は、昭和38年に開設した運動公園で、公園内には、野球場や庭球場、プール、運動場、児童文化科学館等のスポーツ・文化施設が立地し、多くの市民に利用されている。

一方で、これらの施設の多くは、整備から約40～60年が経過し、老朽化が進んでいる。

そのため、公共施設マネジメント実行計画との整合を図るとともに、施設の集約や再配置を目的に、「桃園公園施設再配置計画」を平成29年に策定した。

この計画に基づき、既存の庭球場に、ナイター照明の整備、スタンドの増設や弓道場やわんぱく広場の再整備を行い、本市の西部地区を代表するスポーツの重要な拠点としての機能強化を図ることとしている。

計画策定後、児童文化科学館の公園外への移転や八幡東柔剣道場の公園内への移転の方針決定を受け、①児童文化科学館跡地の整備、②八幡東柔剣道場の公園内での整備について検討を行った。その結果、次のとおり事業計画を変更したい。

①当初、ナイター照明を設置する庭球場は東側の住宅地に隣接して配置する計画としていたが、夜間の騒音や光害など周辺住宅地への影響が少なくなるよう、住宅地から離れた児童文化科学館跡地にナイター照明付き庭球場（4面）を整備する。

②八幡東柔剣道場については、弓道場に隣接する多目的広場に、弓道場と合築する形で桃園武道場（仮称）を整備することとした。

あわせて、事業費や事業期間を見直し、事業費については、当初の約950百万円から1,712百万円に増額、事業期間は令和4年度から令和6年度に延伸することとした。

本事業の実施により、本市の西部地区を代表するスポーツの重要な拠点が整備されることから、その事業効果は高く、早期の完成が望まれていることが公共事業調整会議で示され、対応方針案として「継続」を決定した。

なお、公共事業調整会議では、桃園武道場（仮称）は、実施設計において、建築物の面積をできる限り減らす工夫をすること、八幡東柔剣道場移転の検討の経緯についてわかりやすく整理すること、あわせて移転・合築した場合の管理運営上のメリットを整理することといった意見があった。これらの意見については、引き続き検討・整理を行うこととする。